

(9) 保育園入所後について

保育園での預かり時間について

保育園の利用日・時間は、通勤時間や家庭の事情により、開所時間の範囲内で保育施設と相談のうえ、施設長が決定します。認可保育施設は、保護者が就労や疾病等により、お子さんをご家庭において十分に保育をすることができないときに、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。そのため、施設の開所日は月～土曜日ですが、施設の利用は保育が必要な場合に限り、就労が認定事由である場合で、保護者の仕事がお休みの日は、原則各家庭で保育をしていただきます。

※土曜保育が必要な場合は、施設長にご相談ください。

退職・転職をした場合

前職の退職日の翌月から4か月目の1日までに月48時間以上の就労を開始した場合、継続して通園できます。

例) 6月15日に退職した場合 … 10月1日までに月48時間以上の就労を開始

保育サービス課入園相談係に「家庭状況変更届」と「求職活動申告書（退職の場合）」又は「就労証明書（転職の場合）」を提出してください。

在園中に新たにお子さんが生まれ、下の子の育児休業を取得する場合

育児休業中の勤務先に復職することを条件に、「生まれたお子さんが満1歳の誕生日を迎えた次年度の4月末」まで、上のお子さんが保育園を利用できます。また、育児休業対象のお子さんが満1歳の誕生日を迎えた次年度の4月末までに育児休業を終了し5月1日までに復職する場合は、5月以降も引き続き利用できます。

また、育児休業からの復職を前提とし下のお子さんの保育園の申込みをしたが、入所できず、やむを得ず育児休業を延長する場合も引き続き利用できます。

特例	在籍中のお子さんが前記4月の時点で4,5歳児クラスの場合は、以降育児休業を取得していても、卒園まで利用できます。
----	--



育児休業を取得する場合は、保育サービス課入園相談係に「家庭状況変更届」と「育児休業取得証明書」を提出してください。

長期欠席する場合

保育施設入所後に里帰り出産等の理由で長期欠席をする場合は、必ず施設長へお伝えください。

なお、お休み期間でも保育料はかかります（日割りにはなりません）。

※保育の一時停止：児童本人が病気・けが等の理由で1か月以上休むときは停止申請ができます（P40参照）。

婚姻・離婚等、家庭状況に変更が生じた場合

婚姻や離婚等により家庭状況に変更が生じた時は、保育サービス課入園相談係に「家庭状況変更届」と「戸籍謄本の写し」または「婚姻（離婚）届受理証明書の写し」をご提出ください。

婚姻された場合は、婚姻月の翌月から保育料が変更となります。ひとり親となった場合は、ひとり親となった月と住民基本台帳に登録されている住所が配偶者と別になった月の遅い方の翌月から保育料が変更となります。

退所する場合

保育の必要がなくなったり、引越し等のため退所することが決まった場合、退所を希望する月の月末までに保育サービス課入園相談係に「保育施設退園届」を提出してください。提出が遅れた場合、退所月以降も保育料が発生します（日割りにはなりません）。なお、地域型保育施設は、施設で解約手続きを行ってください。

板橋区から転出後も板橋区内の認可保育園に通い続けたい場合

転出後も板橋区内の保育施設を引き続き利用したい場合は、転出した同一月中に転出先の区市町村から改めて板橋区宛の入所申込みが必要です。ただし、家庭福祉員、ベビールームはご利用できません。

必要な手続き

- ①「保育施設退園届」を板橋区へ提出（区外へ転出後も「継続して通園する」にをして提出）。
- ②転出した同一月中に、転出先の保育園の申込み窓口へ、板橋区の保育園に引き続き通園するための申請をする。
※必要書類は、転出先の自治体へお問い合わせください。